

事務説明会における質疑応答まとめ

内容

○宿泊の判断について	3
○施設の単位について	3
○領収書関連	3
○システム改修補助金について	4
○補助金・奨励金の税務上の取り扱いについて	4
○課税免除の取り扱いについて	5
○税額の考え方について	7
○使途について	7
○提出書類について	8
○電子申告、納入について	8
○申告納入期限の特例要件について	8
○特別徴収義務者経営申告をしない事業者への対応	9
○奨励金(仮称)制度について	9
○宿泊客に支払いを拒否された場合	10
○その他の質問・ご意見	10

○宿泊の判断について

Q.施設 PR を目的としてインフルエンサー等に予約サイト経由で宿泊をさせ、当該宿泊料を後日委託料とともに返金する場合の宿泊税の取り扱いは。

A.たとえ返金する形をとっていても宿と宿泊者以外と金銭のやり取りが発生する場合は宿泊料金が発生する宿泊契約とみなして課税の対象とします。

Q. キャンプ場において「テントサイトのみの提供(客が自前のテントを持ち込み、寝具や食事の提供を受けないプラン)」の場合は、宿泊税の課税対象になりますか？

A. テントサイトのみを提供する(いわゆる「サイト貸し」)行為は、旅館業法に定める「簡易宿所」等の宿泊行為(施設の提供)には該当しないため、宿泊税の課税対象外となります。

○施設の単位について

Q.簡易宿泊所を本館と別館という形で2棟運営している。保健所への届出はそれぞれ行っているが、宿泊台帳を統合している場合は宿泊税の施設としては1施設という取り扱いが可能か。

A.可能です。

○領収書関連

Q. 既存の宿泊料金の領収書とは別に宿泊税のみの領収書を発行しても差し支えないか。

A.問題ありません。

Q.領収書へ宿泊税の記載を追加するのはかなりの手間のため、宿泊税分も消費税の課税対象となることを施設として許容すれば領収書の変更をしなくてもよいか

A.大月税務署に確認したところ、宿泊税額を明記しない場合は売り上げではない宿泊税が消費税の対象とみなされてしまうため領収書に明記し、売り上げとは分けた取り扱いを行うべきものであるとの回答をいただいております。

○システム改修補助金について

Q.複数施設の運営管理を行っているが、1施設の上限 50 万円×施設数で計算されると考えてよいのか。また、要綱などはどのようなになっているか。

A.問題ございません。複数施設をまとめて申請することは想定しておりますが、その際にも施設ごとの内訳を提出していただきます。要綱については特別徴収義務者の申告を済ませた事業者の方にご案内する予定です。

○補助金・奨励金の税務上の取り扱いについて

Q.システム改修補助金・特別徴収義務者奨励金は課税の対象となるのか。

富士河口湖町を所管する大月税務署に確認したところ、以下の回答をいただいております。

・法人

法人税:補助金、報奨金ともに雑収入として取り扱われるもの。

消費税:不課税取引となるので申告書に反映しないもの

※個人課税の取り扱いについては現在確認中です。

○課税免除の取り扱いについて

Q.学年全体の行事ではなく、希望者や有志のみが参加する「選択制の学校行事(修学旅行等)」の場合も免除の対象になるのか。

A. 免除対象となるのは「学年全体」「学校全体」などの組織的な行事として一斉に実施されるものに限られます。希望者のみの任意参加である場合や、組織的な全体行事としての実態がない場合は、免除対象とはなりません。

Q.合宿を主に受け入れている施設を運営しているが、施行前の現段階で宿泊客への説明に苦慮し、宿泊を見送る常連も出始めている。修学旅行同様に子どもの合宿や大学の研究などを課税免除として扱うことはできないのか。学生の合宿からも税を徴収するとなった場合、合宿に適さない地域とみなされ、これまでの〈合宿のできる河口湖〉というイメージが失われる懸念がある。一度ついてしまったマイナスイメージを払拭することや離れてしまった客を取り戻すことは大変困難であり不可逆であると思う。合宿地といわれる自治体では施行前に急遽合宿を課税免除対象に加えた場所もあり、教育や若者を大切にするという良いイメージになるのではないか。

A.大会参加等を含む学生の合宿については、これまで各地域の観光団体の代表者の皆様を交えた議論の中でも取り上げられておりましたが、以下の3点の理由によって、学生の合宿や大会参加に伴う宿泊まで課税免除の対象を拡大する考えはありません。

○公平性の観点

「学生の合宿」といっても、大学の部活動やサークル活動、ゼミ合宿、中学校や高校の部活動、地域のスポーツクラブ、スポーツ少年団など、実施主体や活動形態はさまざまであるため免除とする線引きが困難であり、公平性が確保できないと判断いたしました。

○宿泊事業者の事務負担の観点

学生の合宿に加え、大会参加に伴う宿泊についても課税免除の対象とすべきとのご意見がありました。しかし、大会参加に伴う宿泊を免除の対象とする場合、対象となる大会や課税免除となる宿泊者の範囲を確認したり、必要な証明書類を確認したりする必要が生じます。そのため、宿泊事業者の皆様の事務負担が増えることが懸念されます。

○制度の運用面の観点

宿泊事業者だけでなく、宿泊団体や旅行代理店からも、部活動や大会参加などを課税免除対象とした場合、対象範囲の線引きが難しくなり、現場での説明や判断が複雑になるというご意見をいただいています。

なお、修学旅行や林間学校に関しては教育課程に位置付けられた学校行事であることなど、基準が明確であると考え、学生の合宿などとは異なり課税免除の対象としています。

Q. 1 件の修学旅行や林間学校を複数の施設で分宿した場合、代表する宿や組合のみが学校や旅行業者とやり取りを行うが、その際の「学校行事であることの証明書」の取り扱いはどうすべきか。

A. 代表する宿泊施設や組合にて当日の欠席者などと併せてどの宿に何人ずつ分宿したか補記して保存してください。
なお、町による調査を行う場合は宿泊施設単位となりますので、補記まで行った証明書のコピーを分宿した各宿泊施設でそれぞれ保存いただいてもかまいません。

Q. 修学旅行の免税について、なぜ引率教員まで免税されるのか。先生も仕事で来ている大人であり、旅行会社の添乗員やカメラマンと同じ立場ではないか。なぜ先生だけが優遇されるのか、その理由を教えてください。

A. 「教員」や「心身の障害に伴う介助者・看護師・保護者」は、学校行事を安全に遂行・引率するための直接的な「学校関係者(行事の構成員)」として位置づけられるため、他の多くの自治体の宿泊税制度同様に「免税」としています。
一方で、旅行会社の添乗員やカメラマン、バスの乗務員などは、学校から業務委託を受けた「民間事業者(外部業者)」という位置づけになるため、仕事で同行されている場合であっても免税の範囲には含まれず、「課税(免税対象外)」として明確に区分しております。

Q. 課税免除や免税点を検討することについて意見が出ているが、見直しの時期や方法などはどのように考えていくのか。また、お客様への説明はどのようにすればよいか。

A. 条例には 5 年に 1 度見直すと規定しておりますが、その期間に見直しを行わないというわけではございません。制度導入後に本町に対して影響が大きいと判断された場合には制度改正を行う可能性はございます。
お客様への説明、周知に関しましてはポスター、チラシなどを作成し、宿泊施設の皆様へ配布するとともに、旅行業者等への周知に努めて参ります。

○税額の考え方について

Q.・低価格帯の宿と高価格帯の宿で宿泊費に対する税額と比較すると宿泊税の負担感が何倍にもなり公平性を欠くのではないか。低価格帯の施設では課税免除とすべきではないか(宿泊金額において免税点を設けるべきではないか)。

・1泊200円の負担について、高級ホテルと小規模な民宿では200円の「重み」が全く異なる。この不平等さに対する回答になっていないのではないか。

A. 宿泊料金にかかわらず宿泊者は一定の行政サービスを受けているという考え方と、税の簡素性の観点から、宿泊金額や宿泊施設の規模での課税免除の規定は設けておりません。

宿泊税を導入している先行自治体においては宿泊料金を基に算定する定率制や段階的定率制を導入している例がございますが、富士河口湖町においても税率や金額、免税点について昨年度の検討委員会や宿泊事業者の方へのアンケートにおいて取り上げ、200円の定額制という形が一番負担が少ないという意見でありました。検討委員会では各地域の観光協会長からも各地区の意見を集めていただき現在の形となりました。

一定の行政サービスの受益という観点においては差を設けることが逆に不適当という意見もございました。

○使途について

Q. 宿泊税という税金の恩恵(受益)が、本当に町内に全体に行き届くのか非常に疑問である。一律で徴収する一方で、恩恵に偏りがあるのは不平等ではないか。

A. そのようなご懸念につきましては、税率の適正性、事務負担の状況などと併せまして、制度を実際に導入・運用していく中でしっかりと注視し、5年後に予定されている見直し時に改めて検証・調整を行ってまいります。

○提出書類について

Q. 宿泊客の人数を証明(裏付け)するための何らかの書類を、毎月の申告時に町へ提出する必要はあるのか。

A. 毎月の申告時に提出していただくのは、手引きにある「宿泊税納入申告書」と「宿泊税月計表」の 2 点のみです。申告時に、台帳のコピーなど宿泊人数を証明する追加書類を毎月一緒に提出していただく必要はありません。

ただし、後日に町による税務調査が実施される場合には、提出いただいた月計表の数値が正しいかどうかの確認を行いますので、各施設で作成・保管されている「宿泊台帳(帳簿)」等の原本を照合・確認させていただくことになります。そのため、日々の宿泊台帳や帳簿の適切な作成と保存(5年間)とそれらに齟齬のない「宿泊税納入申告書」と「宿泊税月計表」の作成をお願いいたします。

○電子申告、納入について

Q. エルタックス(eLTAX)を利用する場合、毎月の申告書類提出の手続きはシステム上で完結できるのか、別途郵送する必要もあるのか。

A. 準備中であるため確認中の部分もございますが、ファイルを添付して送信する機能があるため、町から配布する指定の Excel 形式の月計表フォーマットに実績数値を入力していただき、それを申告データに添付して送信いただくことで、役場にお越しいただくことなく電子的に手続きを完結できるよう準備を進めております。

○申告納入期限の特例要件について

Q. 申告回数の特例の要件に町税滞納がないこととあるが、町税をうっかり納め忘れてしまったような場合でも滞納と判断されて要件を満たさないこととなるのか。

A. うっかりした、失念していたような場合でも納期限が過ぎると滞納という取り扱いになってしまうため特例の要件を満たさなくなります。お気づきになられた段階で納付をお願いいたします。ご不明な点や懸念がある場合は、都度税務課までご相談ください。状況を確認したうえで個別に対応・回答をさせていただきます。

○特別徴収義務者経営申告をしない事業者への対応

Q. 現在の想定では、事業者が「特別徴収義務者」として自ら申告して登録をする仕組みですが、もし申告をしない(無視する)事業者がいた場合はどうなるのか。

A. 申告期限(令和9年3月31日)が近づくまでに、対象となる事業者に対して複数回にわたり申告を促す通知や働きかけを行います。それでも一切申告やコンタクトがない宿泊施設に対しては、町が直接現地へ赴き営業状況を確認したり、コンタクトを取るなど個別対応を行います。

最終的に、正当な理由なく申告がなされない場合は、条例の定めに従い、町側の職権によって「特別徴収義務者」としての指定を行う仕組みを整えています。実態把握については、旅館業法や住宅宿泊事業法を所管している山梨県とも密に連携し、管内の宿泊施設一覧などの情報提供を受けながら漏れのないように進めます。なお、すでに廃業されている施設については、個別に確認をとって名簿から除外する精査作業を順次進めてまいります。

○奨励金(仮称)制度について

Q. 現在、ほとんどの宿泊客がキャッシュレス決済を利用しています。その場合、宿泊税の200円に対しても数パーセントの手数料が引かれてしまい、その手数料分は事業者が身銭を切って負担することになります。この負担分は、「特別徴収事業者奨励金」でカバーしてほしいという趣旨でしょうか？

A. この奨励金は手数料そのものを直接補填・カバーすることを目的としたものではございません。あくまで、宿泊税の徴収や申告という新たな「事務負担」をお願いすることに対する「奨励」という意味合いで交付するものです。そのため、手数料が高くて事業者が実質的に一部を自己負担せざるを得ないという課題については、事業者説明会や検討委員会でも大きなご意見として頂戴しておりますが、手数料そのものを町が補填することは現在考えておりません。

Q. 同じようにキャッシュレス決済がなされる「入湯税」には、このような事業者に支払われる奨励金がありません。なぜ今回の宿泊税にだけ、このような仕組みが設けられているのでしょうか？

A. 入湯税は国が法律で定めた「法定内目的税」であるため、国が定めたルールに則って徴収を行います。一方、今回の宿泊税は都道府県や市区

町村がそれぞれの条例で制定する「法定外目的税」です。事業者の皆さまに多大なご協力をいただくことを念頭に、東京都などの先行事例を参考にしながら本町においても奨励金という項目を創設することができました。

なお、他の自治体では、奨励金の年間交付額上限を設けているケースも多いですが、本町では事業者の負担を極力軽減するため、上限を設けない方向で国（総務省）とも交渉を重ね、現在の制度設計を勝ち取った経緯がございます。事業者の皆さまにはご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

○宿泊客に支払いを拒否された場合

Q. もし宿泊客の中に「宿泊税なんて聞いていない」「支払いたくない」と頑なに拒否する方がいた場合、その方の分の宿泊税（200 円）は、事業者が自腹を切って立て替えて納税しなければならないのでしょうか？

A. 宿泊税は条例に基づいて宿泊者全員から一律に徴収することが義務付けられており、原則として「個人の意思で支払いを拒否する」ことはできません。そのため、（特別徴収義務者の皆さまには、宿泊客全員から確実に徴収していただくようお願いすどうしてもお支払いいただけなかった場合についてですが、「支払いを拒否されたから未納でよい」というわけにはいかず、事業者側から宿泊客に対してお支払いの請求・督促を行っていただく必要がございます。単に「客が納得しなかったから」という理由だけで、その方の分を免税（非課税）として処理することはできませんので、丁寧な説明と徴収へのご協力をお願いいたします。どうしてもトラブルになる場合は、町へご相談ください。

○その他の質問・ご意見

Q.説明会だけでは制度の理解が難しい。家族経営のような小規模施設に正確な制度周知をすることは本当にできるのか。

A.疑問点がございましたら税務課が窓口となりますので個別に対応いたします。

Q.急いで導入せず他の自治体の動向を見てよいところを集め、制度をもう少し検討した方がよいのではないか。

A.既に 47 の自治体で導入、徴収が始まっております。他の観光地との差別化や集客という点と既存の財源から観光に充てる費用負担の軽減を考慮するといち早く宿泊税を導入するべきと判断いたしました。

Q.検討会を何度も開いたとおっしゃるが、私を含め近隣の小規模事業者は 1 回しか参加していない。他の仲間も案内すら来ていないと言っている。一部の大きな事業者だけで勝手に決めたのではないか。我々の意見がそこまで届いていると思えない。

A. 町内には約 700～800 の宿泊事業者様がいらっしゃいます。これらすべての事業者の皆様を一堂に集めて会議を重ねることは物理的に極めて困難でした。そのため、事前に全事業者様へのアンケートを実施して広く意識調査を行った上で、各地区の観光協会長や旅館組合長などの代表者の方々に「検討委員」としてご参加いただき、委員会での決定事項や議論のプロセスを各組合・協会を通じて会員の皆様へ持ち帰り、周知・意見集約をしていただくという代表制の形をとっておりました。情報の伝達に不足があり、案内が行き届いていなかった点については真摯に受け止め、お詫び申し上げます。

Q.公平性なども考慮した現状の制度だと思うが、急いで導入するとすれば逆進性の解消が重要ではないか。最初は免税する施設を多く設け、収益の高い施設から徴収を始めてから対象を広げるのが筋ではないか。

A.ご意見として承ります。

Q.企業の保養所や他自治体の市民・区民施設があると思うが、そのような施設への宿泊者からは徴収するのか。また、そのような施設は旅館業法を取得していないと思うが説明会の案内などは行っているのか。

A.福利厚生として無料で宿泊しているのであれば課税の対象とはなりません。宿泊客として宿泊費を支払って宿泊する場合は課税の対象となりますので徴収をお願いすることになります。

また、それらの施設であっても旅館業法の許可を取得している施設は実際にございますので通知を行っております。仮に旅館業法の許可を取得していない施設があり、その施設において宿泊料金の発生する宿泊を受け入れている場合は対象となりますので個別に対応して参ります。

Q.・大学生以上であれば一般と同じ扱いとしてもやむを得ないと思うが、高校生以下の合宿については課税免除を議論していただきたい。

- ・部活動の合宿というものは学校の先生が主導して少ない予算をやりくりしてぎりぎりの金額でやっている。ぜひ課税免除や減免などの措置を検討していただきたい。
- ・学校が証明書を発行すれば修学旅行と同じように課税免除とすることは可能ではないのか。
- ・河口湖は学生の旅行・合宿で興っている歴史もあるのでぜひ検討をしてもらいたい。
- ・裕福でない家庭が子どもを部活動の合宿に送り出すためにかなりの負担をしている現状もあることを念頭においてもらいたい。
- ・修学旅行よりも合宿のほうが宿以外で金を使う機会が多いのでそのような視点からも検討していただきたい。
- ・宿泊税導入によって各施設のこれまでの客が離れたり、これまで費やしてきた広告費等が無駄になる。それらの補償は難しいと思うのでそれを踏まえて検討をお願いしたい。

A.現在の制度では学習指導要領に規定されている学校行事である修学旅行とそうではない部活動については分けて取り扱っております。貴重なご意見として承ります。